

気象に関する警報・危険警報・特別警報等が発令された場合の対応について

令和8年5月29日より、新たな防災気象情報の運用が開始され、気象の警報等が大きく変わりました。本校では生徒の安全確保のための判断基準を、通学の実態に合わせ、以下のように取り扱うことといたします。

気象情報、交通機関情報等を、気象庁ホームページをはじめ、インターネット、テレビ、ラジオ等でこまめに確認し、適切な判断・対応をお願いいたします。

なお、本校のホームページ、X等でのお知らせは、更新が遅れる場合もあります。このお知らせに従って行動してください。

警報・危険警報・特別警報等が発令された場合の対応は次のとおりとする。

1. 午前7時現在、町田市または居住地に警戒以上の河川氾濫・大雨・土砂災害の警報（レベル3）、危険警報（レベル4）、特別警報（レベル5）あるいは暴風・暴風雪・大雪の警報または特別警報のいずれかが発令された場合は、自宅待機とする。
2. 午前10時30分までに上記警報等が解除された場合、5時間目から授業を行う。
ただし、午前10時30分の時点で解除されていない場合は自宅学習とする。
3. 警報等が解除された場合でも、登校時に利用している交通機関が運休しているなど、登校が困難と判断した場合は無理をせず、学校に連絡を入れて自宅で学習する。
4. 始発から計画運休（JR、小田急線、京王線）が予定されている場合は1日自宅学習とする。

以上